



神奈川県弁護士会

弁護士による 無料出張相談会

相談
無料

法律の専門家である弁護士が、身近な場所に出張して地域の皆様が抱える問題・悩みの解決をお手伝いします！

◆出張相談会について

お申込みいただいた団体のもとに弁護士が出張し、無料で法律相談いたします。

◆出張相談会の概要

1. 申込方法

実施希望日の2か月前までに、裏面の申込書もしくは次のURL又は二次元コードからお申し込みください。

<https://www.kanaben.or.jp/consult/introduce/intro12/index.html>



地域包括支援センター、自治会、商店街、図書館、介護施設、事業者団体等の団体が対象となります。会員・利用者のほか、団体職員の方からのご相談にも対応いたします。

相談枠2枠以上をお申込みの条件とさせていただきます。

2. 相談内容

相談内容に限定はありませんが、相談内容によっては対応出来ないことがあることはご容赦ください。

3. 所要時間

2時間程度（ご相談者1枠につき30分程度）

4. 相談料

無料

2か月前
お申込み



1か月前
弁護士決定



2週間前
お打合せ



相談会
実施

<問い合わせ先>

神奈川県弁護士会 関内法律相談センター

〒231-0021 横浜市中区日本大通9番地 電話：045-211-7700

<https://www.kanaben.or.jp/>



申込書はFAXまたは郵送でお送りください

FAX: 045-212-0333

郵送先: 〒231-0021 横浜市中区日本大通9番地

神奈川県弁護士会 総合法律相談センター 宛

無料出張相談会申込書

貴団体名	
ご住所	
ご連絡先	TEL FAX
ご担当者名	
参加予定人数	名
ご希望日時 ※できるだけ複数 ご記入ください	第1希望 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分 第2希望 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分 第3希望 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
開催場所	会場名 住所
要望や連絡事項など	

※1 本事業は出張相談会を務める弁護士を紹介する制度で、紹介後、紹介した弁護士との間で必ず打ち合わせの機会を持っていただき、その上で、申込団体の責任にて同弁護士に出張相談会を依頼するか否かをご決定ください。当会は、ご紹介した弁護士に対する出張相談会依頼に関与せず、同弁護士との間でトラブル等があった場合でも、責任は負いかねます。

※2 以下の各場合には弁護士の紹介には応じかねます。

- ・反社会的な団体からの申込の場合
- ・目的又は手段において違法ないしは公序良俗に反する事業を行っている団体からの申込の場合
- ・当会において、本制度の趣旨・目的に反する場合、その他弁護士を派遣することが不相当と判断した場合

※3 希望日時、開催場所、参加予定人数、要望によっては弁護士を紹介できない場合があります。

※4 申込に対する回答は1か月から2か月かかります。

※5 いただいた情報は、紹介を受ける弁護士に提供するとともに、当会の出張相談会の事務及び受付状況の検索・統計・報告等に使用されます。

※6 ご利用は1団体年1回までの利用とさせていただきます。